

“社会を明るくする運動” 作文コンテスト実施要項

1 趣 旨

“社会を明るくする運動”は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちや非行をした少年たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26年に始まり、今回で72回を迎えます。

本作文コンテストは、次代を担う小中学生の皆さんを対象に、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪・非行のない地域社会づくりや犯罪・非行などに関して考えたこと、感じたことを作文に書くことを通して、本運動に対する理解を深めてもらうことを目的とするものです。

2 主 催

第72回“社会を明るくする運動” 中央推進委員会及び越前地区推進委員会

3 応募規定

(1) 対象 越前市・南越前町・池田町内の小学生及び中学生

(2) テーマ

“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえ、日常の家庭生活、学校生活の中で、体験したことを基に、犯罪や非行のない地域社会づくりや犯罪・非行をした人の立ち直りについて、考えたことや感じたことを題材としたものとします。

(3) 原稿の枚数 400字詰め原稿用紙3~5枚程度

(4) 応募作品は、自作、未発表のもの、原本（手書きのもの）に限ります。応募に当たっては、**題名、学校名、学年、氏名（ふりがな）**を明記してください。

(5) 〆切 本年9月7日（水）

【中央推進委員会への推薦作品審査のため期限厳守をお願いします】

4 優秀作品の推薦方法

越前地区推進委員会で、優秀作品（小・中学生、各3編ほど）を選定し、“社会を明るくする運動”福井県推進委員会事務局（福井保護観察所、期限9月20日）に推薦します。それらは更に審査の上、法務省“社会を明るくする運動”中央推進委員会（法務省保護局）に推薦されます。

5 表彰及び記念品の贈呈

中央推進委員会に推薦した作品の内、全国表彰に該当しなかった作品、及び他の優秀作品に対しては、福井保護観察所長、越前市長、南越前町長、池田町長他、各議会議員、各教育委員会教育長、保護司会長等から表彰状及び記念品を贈呈します。

6 作品の応募に関する保護者の承諾

応募に当たっては、氏名、学校名、学年、作品名並びに作品内容が、報道機関やインターネット等により公表される可能性があることについて、あらかじめ保護者の承諾が得られていることを前提とします。

(参考) “社会を明るくする運動” 作文コンテスト審査基準

1 趣 旨

- ・「犯罪や非行のない明るい社会づくり」「犯罪・非行をした人の立ち直り」
という“社会を明るくする運動”の趣旨を踏まえているか。
- ・日常の家庭生活、学校生活の中で体験したことなどを基に、犯罪や非行、
地域社会との交流などに関して考えたことや感じたことが書けているか。

2 内 容

- ・自分の考え方、意見、感じたことが取り上げられているか。
- ・自分の体験や経験に基づいているか。
- ・創造性、独創性があるか。
- ・読み手の心に響くものがあるか。

3 表現形式

- ・読み手を引きつけるような文章であるか。
- ・読み手が読みやすい文章であるか。(文章の構成がしっかりしているか)
- ・具体例が挙げられているか。
- ・効果的で工夫された書き方をしているか。
- ・用字、符号の使い方や、原稿用紙の使い方が適切であるか。